

# 財団法人 日本美術刀剣保存協会個人情報保護規程

## (目的)

第1条 この規程は財団法人日本美術刀剣保存協会(以下「協会」という)における個人情報の適正な取り扱いに関して協会の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

## (適用)

第2条 この規程は、協会役員及び職員・臨時雇用・契約職員・派遣職員(以下「職員等」という)に対して適用する。また、退職後においても在任又は在職中に取得、アクセスした個人情報についてはこの規程の適用を受けるものとする。

2 顧問、審査員、各種委員及び協会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、協会の業務に従事する場合は、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

## (管理)

第3条 協会に個人情報保護責任者を置き、事務局長がその職を担うものとする。

2 個人情報保護責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責を負う。

## (個人情報の取得)

第4条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、次に掲げる事項を、書面又はこれに代わる方法によって本人に明示しなければならない。

1 協会の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先。

2 個人情報の利用目的。

3 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法。

ア 当該データの使用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ データの利用の停止又は消去を求める権利

3 本人以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人に対して同様に書面又はこれに代わる方法で明示しなければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第5条 個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、本人から同意を得た利用目的の範囲内で利用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当するときは、目的外利用に提供するものとする。

1 本人の同意があるとき。

2 法令等に定めがあるとき。

3 出版・報道により公にされているとき。

4 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

5 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事業を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の提供)

第6条 法令で定めるときを除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前条の定めにかかわらず、協会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる

条件を満たす業務委託先に限り、本人が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報当該業務委託先に対して提供できるものとする。

- 1 社会通念上相当な事業活動を営む者であること。
- 2 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること。
- 3 協会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること。
- 3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報保護責任者による承諾を得なければならない。
- 4 本条2項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、協会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第7条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第8条 個人情報保護責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

- 2 個人情報保護責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取り扱う役員等々に遵守させなければならない。

(役員等々の監督)

第9条 個人情報保護責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役員等々に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(開示)

第10条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な

期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。ただし次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を開示しないことができる。この場合、本人にその旨、理由を通知しなければならない。

- 1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- 2 協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- 3 他の法令に違反することとなる場合。

(個人情報の消去・廃棄)

第 11 条 保有する必要のなくなった個人情報については、直ちに当該個人情報を適正に消去・廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りではない。

(苦情の処理)

第 12 条 個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口業務は総務部が担当し、適宜個人情報保護責任者に報告する。

- 2 個人情報保護責任者は、前項の目的を達するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は理事会決議による。

附 則 この規程は平成 23 年 5 月 19 日より施行する。

(平成 23 年 5 月 19 日理事会決議)

各 位

平成 23 年 5 月 19 日

## 個人情報保護に関する基本方針

財団法人日本美術刀剣保存協会(以下「協会」という)は、伝統文化としての日本刀、刀装、刀装具の保存、普及のための非営利団体であり、協会

でお預かりする個人情報はこの目的のために使用するものです。法令を遵守し、個人情報の保護に努めてまいります。

#### **利用目的**

協会は、下記に定める利用目的以外の目的で個人情報を利用いたしません。下記以外の目的で個人情報を利用する必要があるときには、その都度事前に同意をいただきます。同意がいただけないときは、当該個人情報は利用いたしません。

- 1 お客様の依頼に伴う職務遂行のため
- 2 お客様と連絡をとるため

#### **収集する情報の範囲**

協会は、依頼・相談・資料請求等のため個人情報をお預かりする場合には、目的に添って、必要最小限度の情報のみ収集いたします。

#### **第三者への提供**

協会が扱う個人情報は、利用目的を遂行するために業務委託をする場合、法令等の定めに基づく場合、並びに人の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合を除いて、第三者に提供はいたしません。

#### **お問い合わせ先**

個人情報の開示、訂正、利用停止、ご意見などは随時受け付け、迅速に対応いたします。

財団法人 日本美術刀剣保存協会

事務局長 後藤 安孝

151-0053 渋谷区代々木 4-25-10

電話 03-3379-1386